

小特集の趣旨

編集委員会

2001年6月12日に司法制度改革審議会最終意見書が提出されてから、すでに10年が経過した。この間、裁判員制度、知財高裁、労働審判制度、法テラス、法科大学院など、司法制度をめぐる状況はまさに激変の中にあった。

司法制度改革審議会とそれに基づく司法改革をめぐるっては、危機管理的司法の導入であるとしてそれを厳しく批判する意見がある一方、法化社会の実現に向けた民主主義的な司法の理念に基づくものであるとしてそれを評価する見解もある。しかも、このような両者の意見の対立は非常に複雑な様相を呈しており、たとえば裁判員制度に関していえば、保守的な論者の中にも賛否両論があり、リベラルな論者の中でも意見の対立があるという状況である。

しかし、いかなる立場に立つにせよ、司法改革の意義や問題点を常に検証し、司法制度を発展させてゆく必要があることはいままでもないであろう。

ところで、本学は、司法改革の理念を体現することを目的として設立された独立の法科大学院である。このような設立の趣旨を踏まえるならば、司法制度改革審議会最終意見書から10年を迎えた今日、その到達点や残された問題点を様々な視点から検証してゆくこともまた本学にとっての課題であり、司法界・社会に対する責任であるとも考えられる。

そこで、多岐多様にわたる司法改革のすべてをフォローしうるわけではなく、それ故に「小特集」という形にとどまらざるをえないが、司法改革10年の一端の検証を試みるものである。今後も引き続き、このような検証に取り組んでゆきたいと考えている。